

Ⅱ 港湾貨物運送事業 第13次労働災害防止計画（抄）

1 計画期間

2018年度から2022年度までの5か年間

2 計画の目標

- ① 死亡災害の撲滅
- ② 死傷者数(休業4日以上)年間100人未満

3 安全衛生を取り巻く現状と課題

(1) 労働災害の発生状況

(略 p3～p7 参照)

(2) 死亡災害の撲滅を目指す対策の方向性

港湾の現場では、重量物を取り扱う作業や、高所での作業が行われていますが、これらの作業には、荷との接触や墜落・転落などの重篤な災害が発生する危険(リスク)が内在しています。

また、荷役運搬機械の大型化と作業のスピード化が進むとともに、複数の事業者が混在・近接して、各種荷役や関連作業、検数・検定等の作業が行われていることから、フォークリフトなどの荷役運搬機械との接触による災害が発生する危険(リスク)も小さくありません。

したがって、個々の事業場において何年間も労働災害が発生していない(注1)としても、重篤な災害が発生するリスクは依然として存在していることを前提として、過去の死亡災害事例等を踏まえ、作業現場におけるリスクの洗い出しを的確に行った上で安全対策を進めることが必要です。

注1:休業災害の発生率は、50人の事業場で平均6～7年に1件(年千人率3.1)

(3) 労働災害の大幅な減少を目指す対策の方向性

労働災害の防止に最も有効な対策は、危険な作業そのものをなくす本質安全化(墜落による危険をなくすために高所での作業を地上での作業に変更することなど)であり、次いで有効な対策は作業に内在する危険と労働者の接触を物理的に防止する工学的対策(囲いや手すりの設置など)です。

しかしながら、港湾の現場は、本船や上屋など作業場所や設備が事業者の管理下にないことが多く、本

質安全化や工学的な対策を事業者自らが講ずることが困難な場合もあります。

本質安全化や工学的な対策を取ることができない場合は、通路や危険区域の表示・作業手順の周知・教育訓練の実施などの管理的対策及び安全带や防じんマスクなどの保護具の使用などの対策を実施することとなりますが、これらの対策に依存する場合には、「人の注意力には限界があること、作業に集中している場合は周りのことには注意が向かないこと」を念頭に、作業指揮者の的確な職務の遂行を図るとともに、誘導者・合図者などの作業者の安全に目配りをする者を配置するなどの措置も併せて実施することが必要です。

また、管理的対策を定着させるためには、日常の安全パトロール等による注意喚起、雇入れ時や配置転換時等の安全衛生教育の実施、危険予知訓練・指差呼称運動・ヒヤリハット運動等の日常の安全衛生管理活動の継続が欠かせません。

労働災害の大幅減少に向けては、港湾の現場の特質を踏まえた管理的対策や安全带などの保護具の使用等の措置を確実に行うとともに、より安全な作業方法への変更による本質安全化や、工学的な対策の実施に向けて取り組むことが必要です。

(4) 労働者の健康をめぐる動向と対策の方向性

全産業では、定期健康診断において何らかの所見があった労働者、仕事や職業生活に強い不安や悩みストレスを持つ労働者がともに半数を超えており、労働者の心と身体の健康対策を進めることが一層重要となっています。

加えて、働きすぎや仕事が原因で命や健康が損なわれることが大きな社会問題になっており、長時間労働対策やメンタルヘルス対策の推進が求められています。

また、暑熱な環境下での作業における熱中症の防止、酸素欠乏の危険のある場所での作業、粉じんが発散する場所での作業、化学物質を取り扱う場所での作業などでの健康障害の防止も重要な課題です。

さらに、病気を治療しながら仕事をしている人が労働力人口の3分の1を占めており、職場におけるこれらの人への支援も課題となっています。

こうした中、労働者の健康を確保するため、健康診断の確実な実施、労働時間の適正な管理、ストレスチェック等のメンタルヘルス対策、作業環境の評価とこれを踏まえた対応などを行うことが重要となっています。

4 重点事項

(1) 死亡災害の撲滅に向けた対策の推進（特定災害(ア～エ)の防止)

ア 動力クレーン等を使用した作業での荷との接触による災害の防止

(ア) 作業主任者の選任及び安全確認等の職務の励行

揚貨装置、クレーン、移動式クレーンを使用する作業を実施するに際しては、荷に激突され、又は荷と船倉の壁などとの間にはさまれる災害を防止するため、船内荷役作業主任者又は沿岸荷役主任者を選任し、当該主任者等に作業開始前の荷や玉掛用具の点検、合図方法及び退避場所の周知、作業の直接指揮等の職務を励行させる。

(イ) 作業前の作業方法、合図方法、避難場所等の周知徹底

作業開始前のミーティングなどにおいて、動力クレーンの運転者及び作業者に、作業方法、合図方法、避難場所等の周知徹底を行うとともに、作業中は指差呼称を実施し確実な退避を励行する。

(ウ) 指差呼称による退避の確認の励行

作業主任者等の作業の指揮者(合図者)及び作業者は、荷の地切り前及び巻き下げ前に、指差呼称を行い、退避を励行する。作業指揮者は退避の確認を励行する。

(エ) 地切り後及び巻き下げ時の一旦停止の励行

動力クレーンの運転者は、荷の動揺による災害を防止するため、地切り時及び巻き下げ時の一旦停止を励行する。

イ フォークリフト等の荷役運搬機械との接触による災害の防止

(ア) フォークリフト通行経路、歩行者通路の表示の励行と誘導員の配置

フォークリフト、ストラドルキャリアーなどの荷役運搬機を使用する作業を行うに際しては、当該荷役運搬機や積荷に激突される災害を防止するために、荷役運搬機の通行経路や作業区域を特定するとともに、歩行者通路の表示、作業員への蛍光ジャケット等の着用を励行する。

また、荷役運搬機の通行経路と歩行者通路が交差する箇所については、荷役運搬機と歩行者のどちらの通行が優先するかを明確にするとともに、指差呼称を実施し、荷役運搬機の徐行又は一旦停止を励行する。

さらに、作業員や検数員等が混在する場所において荷役運搬機械を用いた作業を行う場合は、誘導員を配置する。

(イ) 沿岸荷役主任者等の選任と作業方法、合図方法、退避場所等の周知徹底

沿岸荷役主任者等を選任し、当該主任者に、作業前ミーティングにおいて、作業方法、合図方法、退避場所等を周知徹底させるとともに、作業の直接指揮等の職務を励行させる。

(ウ) 荷役運搬機械に対する工学的対策の促進

荷役運搬機械へのバックモニター、近接警報装置、自動停止機能を設けるなどの工学的対策の促進を図る。

ウ 船内荷役作業での高所からの墜落災害の防止

(ア) 親綱等の設置及び安全帯の使用の励行

船内荷役作業において、ハッチコーミング、コンテナなどの荷の上、船倉に降りるタラップなどの高所からの墜落、又は転落による災害を防止するため、作業の性質上囲い・手すり等の設置が困難な場所において作業を行う場合は、必要に応じて親綱等を設置のうえ、安全帯の使用を励行する。

また、船倉へ昇降に際しては、キーロック式的安全帯の使用を励行する。

(イ) 船内荷役作業主任者等の選任と職務の励行

船内荷役作業主任者又は沿岸荷役主任者を選任し、当該主任者に作業前ミーティング等において安全帯の着装を確認させるとともに、親綱の設置、安全帯の使用の確認、作業の直接指揮等の職務を励行させる。

(ウ) 高所作業の削減や囲い・手すりの設置などの本質的対策、工学的対策の検討

作業方法の変更による高所作業の削減や、囲い・手すりの設置などの工学的対策の促進を図る。

なお、港湾設備や船舶設備の改善については、必要に応じて、港湾設備の管理者、船主等の港湾関係者に、要請を行う。

エ 海中への転落災害の防止

(ア) 岸壁と本船間の通行設備の設置の励行

岸壁から本船に乗り移る際や、岸壁における作業、はしけ上の作業などの際に、海中へ転落する災害を

防止するため、岸壁と本船の間の通行に際しては、転落防止用ネット付きの昇降設備の使用を励行する。

(イ) はしけ作業等における救命胴衣の着用の徹底

はしけでの作業について、救命胴衣を着装するとともに、その他の作業についても、海への転落の危険がある場合は、救命胴衣又は救命具の着装を励行する。

(ウ) 岸壁作業における荷役運搬機等の海への転落の防止

岸壁で荷役運搬機等を使用して作業を行う場合は、作業区域を設け、又は誘導員を配置するなど、当該荷役運搬機が海に転落することを防止するため措置を講じる。

(エ) 船内荷役作業主任者等の選任と職務の励行

船内荷役作業主任者又は沿岸荷役主任者を選任し、当該主任者に作業前ミーティング等において救命胴衣等の着装を確認させるとともに、通行設備の設置、誘導員の配置の確認、作業の直接指揮等の職務を励行させる。

(2) 労働災害の大幅な減少を目指した対策の推進

ア 事業場における安全衛生対策の強化

(ア) 経営トップの主導による安全衛生管理の充実

安全管理活動の定着には事業場を挙げて取り組むことが必要不可欠であることから、経営トップは積極的に安全最優先の姿勢を示すとともに、安全衛生管理体制の充実を主導する。

また、職場巡視などの積極的な実施等により、港湾貨物運送事業労働災害防止規程(以下「災防規程」という。)の順守を期する。

(イ) 職場の危険を低減するための対策の推進

指差呼称、安全の「見える化」、危険予知活動、ヒヤリハット運動などの安全管理活動を積極的に推進することにより、職場のひそむ危険やヒューマンエラーの低減を図るとともに、現場の作業条件や作業方法の見直し、改善を推進する。

作業方法や職場環境の改善に当たっては、本質安全化や工学的な対策の実施の可能性について検討を行う。

(ウ) 作業主任者等の配置と職務の励行

船内荷役作業、沿岸荷役作業など作業主任者の選任を要する作業については、資格を有する作業主任

者を配置するとともに、作業者の安全を確保するため当該主任者に直接作業の指揮を行わせることなどの職務の励行を徹底する。

(エ) 雇入れ時の教育をはじめとする安全衛生教育の充実

経験の浅い者の災害を防止するため、雇入れ時の教育の実施を徹底するとともに、危険体感教育などの教育の充実を図る。

イ 港全体で取り組む自主的な安全衛生活動の推進

(ア) 安全パトロールの実施による災害防止規程の遵守にむけての助言・指導

港全体での安全パトロールを積極的に実施し、災防規程の遵守に向けた助言・指導を行う。

(イ) 指差呼称、危険予知活動等の災害防止活動の活性化への支援

安全パトロール時に指差呼称を率先して実施し、事業場における指差呼称の定着化を支援する。

また、安全衛生に関する部会や研修会等を開催し、危険予知活動、リスクアセスメント等の災害防止活動の活性化を図る。

(ウ) 中小規模事業場に対する安全管理士(員)等による支援

本部または総支部に駐在する安全管理士(員)等を活用し、中小規模事業場に対し、職場の実態に応じた安全衛生管理の推進を支援する。

(エ) 災害情報及び安全の「見える化」や工夫改善事例等の共有化の推進

災害情報のデータ化を推進し、会員事業場において活用を図るとともに、安全の「見える化」や工夫改善事例を収集し、好事例の普及を図る。

(オ) 全国港湾労働災害防止大会の実施等による安全衛生気運の醸成

全国港湾労働災害防止大会の実施等により安全衛生に関する気運の醸成を図る。

(カ) 安全衛生水準の向上のためのマニュアル等の策定・周知

安全水準の一層の向上を図るため、船内作業、沿岸作業、フォークリフト作業に係るマニュアルを作成し、普及を図る。

また、リーチスタッカーなどの大型荷役機械について、作業マニュアルの策定を図る。

(キ) 時宜に応じた災防規程の見直し

労働安全衛生関係法令の改正等を契機とし、時宜に応じた災防規程の見直しを行う。

ウ 港湾関係者との連携の推進

ガントリークレーン等の設備や岸壁の改修等の港湾設備の改善、揚荷装置や通路への手すりの設置などの船舶設備の改善、並びに荷役作業時間の確保などについて、港湾管理者等の港湾設備の管理者、船主等の船舶設備の管理者、荷役作業の発注者、元請者等の港湾関係者に、作業労働者の安全衛生への配慮を要請する。

また、港湾安全強調期間等における港湾パトロールへの参加要請、必要な指導・啓発を実施する。

(3) 労働者の健康対策の推進

ア 職業性疾病等による健康障害予防対策

(ア) 熱中症予防対策

WBGT値(暑さ指数)を把握し、暑熱時においては、暑さ指数の低減対策・休憩場所の整備などの作業環境管理、作業時間の見直し・熱への順化・水分及び塩分の摂取などの作業管理、及び健康診断結果に基づく対応・日常の健康管理、作業開始時の健康状態の確認などの健康管理を行うとともに、熱中症の危険性に関する教育や異常時の措置に係る体制の整備を期する。

(イ) 腰痛予防対策

荷の持上げや不自然な作業姿勢などによる腰痛を予防するため、床面や照明などの作業環境の改善、他の作業との組合せなどの作業管理の改善、腰痛予防体操の実施などに取り組む。

(ウ) 酸素欠乏症予防対策

長期間閉じられていた船倉の内部、くず鉄・石炭等の酸化しやすい物質が積載されている場所、穀物・飼料等が保管されている場所などの酸素欠乏の恐れのある場所に立ち入る場合は、酸素欠乏危険作業主任者の選任、酸素濃度の測定、立入禁止の表示、換気の実施等の予防対策を励行するとともに、二次災害を防止するため酸素マスク・送気マスクの備付けを図る。

(エ) 粉じん障害防止対策

船倉内において鉱物等をかき落す作業等の粉じん作業については、休憩設備の設置、呼吸用保護具の使用、じん肺健康診断の実施を励行する。また、船内荷役作業主任者に規格に応じた呼吸用保護具が的確に装着されているかを確認させる。

(オ) 化学物質その他の原因による健康障害予防対策

化学物質その他の原因による健康障害及び危険物の取扱による災害を防止するため、「危険有害業務

事前連絡票」の一層の活用促進を図る。

また、危険有害業務事前連絡票や化学物質安全データシート(SDSカード)の情報などにより有害性の恐れがある物質を取扱うに際しては、作業主任者の選任、必要なばく露防止措置の実施、健康診断の実施等必要な措置を励行する。

さらに、石綿、一酸化炭素中毒等による健康障害を防止するため、必要な措置を講じる。

イ 心と身体 の健康確保対策

(ア) 企業における健康確保措置

有所見率の継続的な増加がみられることから、定期健康診断の実施を励行するとともに、有所見者に対する二次検診の実施などのフォローアップに努める。また、産業医や産業保健スタッフの選任など職場内の健康確保体制の充実に努める。

(イ) 過重労働による健康障害防止対策

恒常的な長時間労働の計画的な削減、深夜業を含む業務に従事する労働者に対する健康診断の確実な実施、長時間労働を行った労働者に対する健康相談の実施など、過重労働による健康障害防止のための体制の整備に努める。

(ウ) 職場におけるメンタルヘルス対策等

労働者の心の健康の保持増進を図るため、心理的負荷に関する気づきを促進するためのストレスチェックの実施、受診の勧奨、高ストレス者に対する相談体制の整備、職場環境の改善等に努める。

(エ) 高年齢労働者対策

雇用者全体の内50歳以上の高年齢労働者の占める割合が約3割となるなど労働者の高齢化が進展していることから、中高年齢者に配慮した作業方法の改善、健康の保持増進、快適な職場環境の形成、安全衛生教育の実施などを一層進める。

(オ) 受動喫煙防止対策

適切な受動喫煙防止対策が、労働者の健康の保持増進に資するものであることから、屋外喫煙所の設置等による分煙の実施などの受動喫煙防止対策に一層取り組む。

(カ) 治療と仕事の両立に向けた取り組み

疾病を抱える労働者の増加が予想されることから、治療や通院時間の確保、相談窓口の設置、作業の転換、労働時間の短縮など、働きながら治療を受けられる体制の整備に努める。